

第四十五号

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

名 称	位 置
-----	-----

を

名 称	位 置
徳島県立中央テクノスクール	徳島市南末広町

に、

徳島県立徳島
徳島県立鳴門
徳島県立阿南

テクノスクール	徳島市南島田町二丁目
テクノスクール	鳴門市撫養町
テクノスクール	阿南市桑野町

を

徳島県立南部テクノスクール	阿南市桑野町
---------------	--------

に改める。

第三条中「職業能力開発校に」を「この条例に定めるもののほか、職業能力開発校に」に改め、同条を第九条とし、第二条の次に次の六条を加える。

（施設の利用）

第三条 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を一般の利用に供することができる。

2 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの在職者訓練棟（以下「在職者訓練棟」という。）を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。

（利用の許可）

第四条 前条の規定により多目的ホール又は在職者訓練棟を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

（利用の許可の制限）

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 専ら販売を目的とした活動を行うと認められるとき。
- 四 その他徳島県立中央テクノスクールの管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は多目的ホール若しくは在職者訓練棟の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
 - 二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。
 - 三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなつたとき。
 - 四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 2 知事は、利用の許可を受けた者が前項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第七条 利用の許可を受けた者に対しては、別表に掲げる額の使用料を徴収する。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 使用料の徴収の時期及び方法その他使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

（損害の賠償）

第八条 利用の許可を受けた者は、多目的ホール又は在職者訓練棟の施設、機械器具等を毀損し、又は亡失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものと認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

きる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条関係）

区 分	単 位		金 額
	午後	午前	
多目的ホール	午後	午前	一〇、六八〇円
	午後	午前	一四、二四〇円
在職者訓練棟	午後	午前	六〇〇円
	午後	午前	八〇〇円

備考

- 1 「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。
- 2 午前から午後まで引き続き利用する場合の使用料の額は、この表の区分に応じたそれぞれの使用料の額を加えて得た額とする。
- 3 多目的ホールの床面積の二分の一を利用する場合の使用料の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額及び同項の規定を適用して算出された使用料の額に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の改正規定（

名 称	位 置
-----	-----

を

名 称	位 置
徳島県立中央テクノスクール	徳島市南末広町

に改

める部分に限る。）及び次項の規定 平成二十四年四月一日

二 第三条の改正規定、同条を第九条とし、第二条の次に六条を加える改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定 公布の日から起算して十月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 改正後の徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく徳島県立南部テクノスクールに係る平成二十五年度の訓練生の募集手続は、知事が別に定めるところにより、この条例の施行前においても行うことができる。
（訓練生に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の規定に基づく次の表の上欄に掲げるテクノスクールに在学する訓練生は、この条例の施行の日においてそれぞれ同表の相当下欄に掲げる改正後の条例の規定に基づくテクノスクールの訓練生とみなす。

徳島県立徳島テクノスクール	徳島県立中央テクノスクール
徳島県立阿南テクノスクール	徳島県立南部テクノスクール

提案理由

徳島県職業能力開発校の充実強化を図るため、徳島県立徳島テクノスクール及び徳島県立鳴門テクノスクールを徳島県立中央テクノスクールに統合するとともに、中小企業等に対する産業人材育成支援を推進するための支援拠点である徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール及び在職者訓練棟を事業者等に利用に供するため、当該施設の利用手続及び使用料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。